

農薬販売届に関するよくある質問（FAQ）

平成29年5月15日作成

Q1 新潟県内の複数の店舗で農薬販売を始める場合、届出はどうすれば良いですか？

1つの販売所ごとに届出書類（開始届）を作成してください。例えば10か所の販売所であれば、10通りの開始届の作成・提出が必要です。

Q2 インターネットで農薬を販売する場合でも、届出が必要ですか？

必要です。店舗の有無や販売量・販売回数にかかわらず、農薬を販売する場合（無償譲渡を含む）は、必ず農薬販売の届出が必要です。

Q3 農薬販売の届出のある会社ですが、他の会社と合併する場合の届出はどのようにしたらよいですか？

(1) 存続会社がある場合

解散する会社は届出をしている販売所ごとに廃止届を提出してください。また、存続する会社はその販売所を引き継ぐ場合は、新たに販売所を設けることになりま

すので、その販売所ごとに「開始届」を提出してください。

(2) 存続会社がなく、新たに会社を設立する場合

合併する以前に届出を行っていた会社は、それぞれ販売所ごとに廃止届を作成・提出し、新会社が改めて各販売所ごとに開始届を作成・提出してください。

Q4 個人経営から法人経営に変更したときはどのような届出が必要ですか？

個人での廃止届と法人での開始届が必要です。

Q5 届出には手数料がかかりますか？

手数料はかかりません。但し、届出（開始届又は変更届）を受理したときに、届出のあった販売所ごとに「農薬販売届受理通知書」を交付します。このため、宛先を明記した返信用封筒（角形2号）に必要な額面の切手を貼付して、届出書類と一緒に提出していただく必要があります。

なお、廃止届の場合は本通知書は交付しませんので、返信用封筒及び切手は不要です。

Q 6 返信用封筒に貼付する切手の額面はいくらですか？

販売所 1 か所のみでの届出については、140円の額面の切手を貼付してください。

2 か所以上の複数の販売所を同時に届け出る場合については、新潟県病害虫防除所の本所（電話番号：0258-35-0867）へお問い合わせください。

Q 7 農薬販売届の届出様式は、どこで入手できますか？

新潟県病害虫防除所のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/bojo>）のメニューに「農薬販売者のみなさまへ」があります。こちらに「届出様式集」がありますので、必要な届出様式をダウンロードして、適宜利用してください。

もしインターネットを利用できない場合は、当所までご連絡ください。必要な届出様式等を郵送します。

Q 8 各届出書類の記載例は、ありますか？

新潟県病害虫防除所のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/bojo>）のメニューに「農薬販売者のみなさまへ」があります。こちらの「農薬販売に係る届出について」に、記載例や届出にあたっての注意事項等が記載された「農薬販売に関する手引き」があります。これを参考に、必要事項を記載等してください。

もしインターネットを利用できない場合は、当所までご連絡ください。「農薬販売に関する手引き」を郵送等いたします。

Q 9 届出書類の記載内容を事前にチェック・指導してもらえますか？

当所担当者に電話連絡した上で、その指示に従ってください。記載方法や内容等を確認し、必要に応じてアドバイス等をさせていただきます。

なお、春～秋までの間は、病害虫発生予察調査等で現地に出かけており、当所職員等が不在がちになりますので、御理解いただきたいと思えます。

Q10 届出書類の提出は、FAXでも可能ですか？

FAXによる届出は、受け付けていません。郵送又は持参で提出してください。

Q11 届出書類の提出は、病虫害防除所の駐在所でも受けつけていますか？

新潟県病虫害防除所には、下越駐在所と佐渡駐在所がありますが、届出に係る事務処理は、本所（〒940-0826 新潟県長岡市長倉町857）で行っています。

円滑、かつ効率的に事務処理等を進めるため、本所に提出していただくようお願いいたします。

Q12 農薬販売届は、何年間有効なのですか？

農薬販売届に関しては、有効期限はありません（毒物・劇物に指定されている農薬の販売業登録は除きます）。ただし、届出内容に変更があった場合は、その都度2週間以内に届出（変更届）をしなければなりません。また、農薬の販売を中止した場合は、廃止届の提出が必要です。

Q13 農薬販売届を提出すれば、毒物、劇物に指定されている農薬も取り扱うことができますか？

毒物・劇物に指定されている農薬を販売等する場合には、この農薬販売届のほかに、毒物及び劇物取締法に基づき、地域振興局福祉保健（環境）部（又は新潟市保健所）への手続きが必要です。

毒物及び劇物取締法に基づく手続き等の詳細は、最寄りの地域振興局福祉保健（環境）部（又は新潟市保健所）に照会・相談等してください。

Q14 変更届の場合も、各販売所ごとに書類の作成が必要ですか？

届出者住所、氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）又は販売所の所在地、名称に変更があった場合は、該当する販売所ごとに届出書類（変更届）の作成が必要です。

Q15 個人商店で親が農薬販売を行っていましたが、死去により農薬販売をやめようと思います。廃止届はどのようにしたらよいですか？

届出者の死亡や高齢あるいは病気等の理由で本人が廃止届を作成できない場合は、相続人や親族等の方が代理で廃止届を作成し、当所へ提出してください。その際は、農薬販売届受理通知書も忘れずに返却してください。

Q16 開始届、変更届、廃止届は、いつまでに提出しなければなりませんか？

農薬取締法では、開始届は農薬の販売開始までに、変更届と廃止届は届出内容に変更が生じた日から2週間以内に、それぞれ届け出ることとなっています（廃止届は変更届の一種とされています）。

これらの届出を怠ると、罰則が科される場合もありますので、注意してください。

なお、農薬の販売をやめたにも関わらず廃止届を提出していない場合は、立入検査や各種調査等が実施されることがあることをご承知おきください。

Q17 届出時に添付する住民票（個人の場合）や登記事項証明書（法人の場合）は、何か月以内に交付されたものが必要でしょうか？

住民票や登記事項証明書の内容・事項等（代表者名等）が、現時点のものと同じであると確認できるものを添付してください（目安として概ね3か月以内に交付されたもの）。

なお、住民票や登記事項証明書は、写し（コピー）でも構いません。

Q18 登記事項証明書は、登記簿謄本とは違うのですか？

名称が異なるだけで、どちらも証明内容は同じです。

Q19 複数の販売所の届出を一括提出したいと考えていますが、届出する販売所すべてについて登記事項証明書を添付する必要がありますか？

複数の販売所の届出書類を一括提出する場合には、登記事項証明書（コピーでも可）を1部添付するだけでも構いません。

Q20 会社の代表者が代わったため、変更届を提出したいと思いますが、登記事項証明書の交付を受けるまで日数を要し、期限内に提出することができません。この場合はどうしたらよいですか？

この場合は、登記事項証明書以外の届出書類（必要な額面の切手を貼った返信用封筒を含む）を作成・準備の上、期限内に提出をしてください。

その際、連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）を記した送付状等（任意様式）に登記事項証明書の交付予定期日等を記載し、証明書の交付を受け次第、直ちに郵送又は持参してください。

なお、農薬販売届受理通知書の交付は、登記事項証明書で届出内容を確認した後となりますので、予めご承知おきください。

Q21 届出後に送付されてくる「農薬販売届受理通知書」はどのように取り扱ったらよいのですか？

農薬販売届受理通知書については、各販売所の店頭等、見やすい場所に掲示するようお願いしていますが、多店舗展開している法人等で紛失防止等の理由から本社（届出者）で一括管理される場合は、その写しを各販売所で掲示するようお願いします。

また、原本は紛失・汚損等しないよう、適切な保管管理等をお願いします。

Q22 届け出ている代表者名、住所、販売所等を確認したいのですが？

当所が以前交付した「農薬販売届受理通知書」で確認いただくか、当所にお問い合わせください。

Q23 すでに農薬販売の開始届を提出していますが、今後、新規出店のお店で農薬を販売する場合は、「開始届」、「変更届」、どちらで届け出ればよいのですか？

すでに県内で農薬の販売所を届け出ている場合には、新規出店のお店（販売所の増設）について、「開始届」を作成・提出してください。

提出期限は、販売所を増設した日から2週間以内となっておりますので、遅れないように注意してください。

Q24 新潟県に農薬販売を届け出っていますが、今後、他県にも出店予定です。
本店・本部が、新潟県なので、他県の販売所（店舗）の開設・設置等についても、新潟県に届け出ればよいのですか？

農薬取締法では、農薬の販売にあたっては、その販売所（店舗）ごとに、当該販売所の所在地を管轄する都道府県に届け出ることとなっています。

したがって、他県に農薬の販売所を開設・設置（出店）等する場合には、その販売所の所在地を管轄する都道府県に届け出てください。

なお、他県に届け出る場合には、事前に農薬販売に係る事務等を所管する担当部局等を確認することをお勧めします。

Q25 届出者（社長等の代表者）が代わっていましたが、「変更届」の提出を失念していました。このような場合は、日付を遡って、変更が生じた日付で変更届を提出した方がよいのですか？

届出日を故意に遡って提出することはできません。

このような場合は、届出書類の作成前に、当所に連絡の上、その指示に従ってください。

なお、その際は、届出が遅れた理由や今後農薬取締法を遵守することを誓約する旨等を記した「遅延理由書」等を作成、添付していただく場合があります。

Q26 「農薬販売届受理通知書」を紛失（汚損等）してしまいましたが、再交付してもらえますか？

農薬販売届受理通知書は紛失・汚損等しないように管理していただきたいのですが、もし紛失・汚損等してしまった場合には、再交付することも可能です。

再交付を希望する場合は、当所までご連絡ください。再交付に必要な書類を、郵送等でお送りします。

また、農薬販売届受理通知書が古くなり、新しいものに切り替えたい場合も、再交付の手続きをしていただければ、新しいものを交付します。

Q27 廃止届を提出する予定ですが、「農薬販売届受理通知書」が見あたりません。このような場合は、廃止届を受けつけてもらえないのでしょうか？

変更届や廃止届を提出する際は、以前に交付した農薬販売届受理通知書を添付（返却）することとしています。もし紛失等してしまった場合は、当所に連絡し、その指示に従ってください。

Q28 廃止届を提出すると、「農薬販売届受理通知書」のようなものが送付されてくるのですか？

「農薬販売届受理通知書」等のような書類は送付しません。

廃止届を提出し、新潟県病害虫防除所が受理すれば、廃止の手続きは終了です。

なお、届出書類等に不備がある場合は、当所担当者が連絡しますので、その指示に従ってください。

Q29 農薬を販売する場合は、帳簿を備え付けなければならない、と聞きましたが、これは必須ですか？

農薬取締法第10条で、農薬販売者は帳簿を備え付け、農薬の種類別に日々の譲受数量及び譲渡数量を、真実かつ完全に記載するよう定められています。

また、この帳簿は3年間（毒物・劇物に該当する農薬の場合は5年間）保管する義務がありますので、注意してください。

帳簿の参考様式等を、新潟県病虫害防除所のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/bojo>）に掲載していますので、これを参考に帳簿の備え付けや記載等をしてください。

Q30 農薬販売の届出をしていると、「検査」があると聞きましたが、どのような検査が行われるのですか？

新潟県病虫害防除所では、農薬販売者（販売所）における農薬の保管管理や販売状況等について「立入検査」を行って確認・指導等を行っています。

立入検査の主な内容は、次のとおりです（販売・保管状況等によって異なります）。

- ・届出内容等の確認
- ・帳簿の備え付け状況及び記載状況等の確認
- ・適切な販売・保管ができているかなどの確認

なお、この立入検査は、現在の農薬販売の有無に関わらず、届出がある農薬販売者（販売所）に対して行います。

農薬販売者の皆様にあつては、農薬取締法等を遵守し、適切な農薬の販売・保管等の徹底をお願いします。

Q31 農薬販売者向けの研修会の案内が届きましたが、これは必ず出席しなければならないものですか？

新潟県病虫害防除所では、例年、6～7月に、県内2～3会場で、農薬販売者向けの研修会を開催しています。

この研修会は、最近届出された方や、近年当該研修会に参加していない方等に案内し、農薬販売の指導状況や農薬にまつわる知識・情報等を提供しています。

仕事・業務等の都合もあるかと思いますが、できるだけ参加していただくようお願いします。

Q32 新潟県病害虫防除所から「農薬販売に関する調査」等というアンケートのような文書が郵送されてきましたが、これは何ですか？

新潟県病害虫防除所では、農薬販売者（販売所）における農薬の保管管理や販売状況等について「立入検査」を行って確認・指導等をしていますが、その補完指導として文書による調査・確認等を行うことがあります。

「農薬販売に関する調査」等として病害虫防除所から通知されるものは、アンケートではなく、その補完指導の調査・確認文書です。

このような文書が郵送されてきた場合は、熟読の上、期日中に報告・回答してください。

なお、期日中に報告・回答がない場合や、報告内容等に疑義がある場合等には、当所担当者が確認の連絡をすることもあります。

Q33 「農薬管理指導士」という資格があると聞きましたが、これはどのような資格なのですか？

新潟県では、農薬に関する幅広い知識をもち、農薬の販売・使用等にわたる指導者の役割を果たせる者等を「農薬管理指導士」として認定しています。また、所定の試験に合格して農薬管理指導士に認定された方は、3年に1度、「資質向上研修」を受講し、その認定を更新する必要があります。

認定試験や資質向上研修の開催日程等は、事務局である（公社）新潟県植物防疫協会のホームページ（<http://www.niigata-syokubou.or.jp>）において、適宜情報提供されていますので、ご確認ください。

認定試験や研修会の内容・日程等の詳細は、下記の機関・団体に照会願います。

○〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部農産園芸課生産環境係

電話：025-280-5296

○（公社）新潟県植物防疫協会

〒951-8133 新潟市中央区川岸町3-21-3（新潟県農業共済会館内）

電話：025-233-2839

Q34 農薬の最新情報等は、どこで入手できますか？

農薬の基礎知識や最新の登録状況等の情報は、（独）農林水産消費安全技術センターのホームページ（<http://www.acis.famic.go.jp>）で提供されていますので、適宜確認・活用願います。